

ふるさと回帰・きじょう暮らし定住促進奨励金制度一覧

R8. 2.27現在

名称	奨励金内容及び対象	金額	申請時期等	申請時に必要な書類	要件等
転入奨励金	家族転入奨励金 <small>※転入後3ヶ月以内に婚姻し家族で木城町内に居住する場合を含む</small>	30万円	<ul style="list-style-type: none"> 転入して3ヶ月経過後に申請 	[様式] ・転入奨励金交付申請書 ・定住誓約書兼同意書 [添付書類] ・住民票(世帯全員分) ・戸籍附票 ・パートナーシップ宣誓証明書(該当者のみ) ・ふるさと回帰・きじょう暮らし定住促進奨励金に係る審査資料	・木城町に転入する直前に町外に1年以上居住していたものであること <家族転入奨励金> ①世帯の代表者が転入日時点で16歳以上50歳未満の家族であり、転入後継続して木城町に定住するものであること ②転入した家族の中に木城町職員(会計年度任用職員を除く)がいないこと ③世帯の代表者が就業していること。 ※「家族」の定義には、パートナーシップ宣誓者を含む <単身転入奨励金> ①転入者が転入日時点で16歳以上50歳未満であり、転入後継続して木城町に定住するものであること ②転入者が木城町職員(会計年度任用職員を除く)ではないこと ③転入者が就業していること
	単身転入奨励金	10万円	<ul style="list-style-type: none"> 転入から1年以内 		
住宅取得奨励金(基本)	新築取得場合 <small>※新築建売住宅の購入を含む</small>	「町内建築業者」を元請とした場合、建築費用の20%以内 上限200万円 「町外建築業者」を元請とした場合、建築費用の10%以内 上限100万円	<ul style="list-style-type: none"> 取得日から1年以内 <町内者> <ul style="list-style-type: none"> 転居後に申請 転居時点で転入から3ヶ月経過していない場合は経過後に申請 <町外者>	[様式] ・住宅取得奨励金交付申請書 ・住宅取得奨励金算出表 ・定住誓約書兼同意書 [添付書類] ・住民票(世帯全員分) ・登記簿謄本 ・工事(売買)契約書 ・請求・領収書 ・平面図・立面図 ・自治公民館への加入確認書 ・ふるさと回帰・きじょう暮らし定住促進奨励金に係る審査資料	①環境整備課へ建築工事届を提出したものであること ②建築工事届提出時で60歳未満であること ③賃貸向け、営業売買目的ではなく、個人住宅として取得し、居住用としての機能を有していること ④購入取得の場合、3親等以内親族間の売買でないこと ⑤住宅の移転補助又は移転補償の対象となった住宅の代替えとして住宅の取得をしようとする者でないこと ⑥災害等により消失した住宅の代替えとしての住宅を取得しようとするものでないこと ⑦居住地の属する自治公民館への加入に同意する者に限る ⑧入居後継続して木城町に定住するものであること ⑨町内建築業者とは、町内に本店又は営業所(5年以上の営業を行っている営業所をいう。)を有する法人若しくは町内に主たる事業所を有する個人の建築業者をいう
	購入取得場合	購入費用と購入後6ヶ月までのリフォーム費用の総額の10%以内 上限 80万円	<ul style="list-style-type: none"> 転入して3ヶ月経過後に申請 		
	+ 転入加算 ※既に転入奨励金を受給した者にあつてはその額を減じた額	50万円加算	住宅取得奨励金申請時に併せて申請		
+ 子育て加算	対象児1人あたり 10万円加算			①住宅取得日時点において、15歳未満の子が属する世帯であること	
就学・進学奨励金	小学校等就学準備金	2万円	小学校就学年の前年11月1日から当該年度内 ※11月1日から入学日までに転入された方に限り転入日から6カ月以内	[様式] ・就学・進学奨励金交付申請書 ・定住誓約書兼同意書 [添付書類] ・住民票(世帯全員分) ・在学証明書 ※高等学校等・大学等進学祝金のみ ・入学日が確認できる書類 ※高等学校等・大学等進学祝金の申請者で、入学年4月1日時点で高校等進学者は16歳以上、大学等進学者は19歳以上の方 ・ふるさと回帰・きじょう暮らし定住促進奨励金に係る審査資料	①児童生徒又は学生を扶養する者が対象 ②対象者1人あたり各1回までの申請を限度とする ③小学校就学準備金・中学校進学準備金の申請者においては、就学・進学年の前年11月1日時点で木城町に住所を有すること ※11月1日以降に転入の場合は小中学校等の入学日時時点で木城町に住所を有すること ④高等学校等進学祝金・大学等進学祝金の申請者においては、入学日時時点で木城町に住所を有すること ⑤高等学校等進学者においては、入学前年度末において16歳以下であること ⑥大学等進学者においては、入学前年度末において21歳以下であること
	中学校等進学準備金	3万円	中学校進学年の前年11月1日から当該年度内 ※11月1日から入学日までに転入された方に限り転入日から6カ月以内		
	高等学校等進学祝金	5万円	高等学校等入学日から当該年度内		
	大学等進学祝金	10万円	大学等入学日から当該年度内		
	共通		転入者においては、転入後3ヶ月経過後に申請可能		
共通条件			①生活保護等の措置を講じられていないこと ②税、使用料等の滞納をしていないこと ※転入奨励金、住宅取得奨励金については、要件を満たさなくなった場合、奨励金を返還していただきます。 ※就学・進学奨励金については、就学、進学年度内に転出された場合、奨励金を返還していただきます。		



※詳細については、地域政策課 TEL(0983)32-4727までお問い合わせください。